安保違憲ぐんまニュース 第12号

安保法制違憲訴訟ぐんまの会　事務局
前橋市大手町 3-1-10
TEL 027-235-5522 Fax 027-235-5986
http://gunmaanpoiken.jimdo.com

前橋地裁,専門家証人尋問のご報告

２０１９年６月１４日
群馬弁護団事務局長　下山　順

１　はじめに

２０１９年６月１３日、群馬における安保法制違憲訴訟において、専門家証人３名（東京新聞記者編集兼論説委員・半田滋氏、武蔵野美術大学教授・志田陽子氏、元内閣法制局長官宮崎礼壹氏）の証人尋問が行われました。

当日は、１６０人を超える原告を含む傍聴希望者が前橋地方裁判所に集まり、１０以上の報道機関が詰め寄せました。

また、全国の弁護団からも多くの弁護士においでいただき、釧路からは斎藤道俊、荒永毅各先生、埼玉からは北澤貞男先生、東京からは寺井一弘、田村洋三、伊藤真各先生、神奈川からは福田護先生、愛知からは松本篤周先生、岡山からは河田英正、賀川進太郎各先生が駆けつけてくださいました。群馬訴訟以外の原告の方も大分、大阪、山梨、埼玉、東京からおいでいただきました。

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク代表である寺井弁護士は、期日前の集会において、「この安保違憲訴訟は歴史的な戦いであり、専門家３証人の尋問が実施される今日は歴史的な日だ」、「一点突破全面展開、前橋から風を全国に吹かせよう」と述べられ、こうした寺井共同代表の激励を受け、集会に駆け付けた原告らは大いに活気づきました。

２　半田滋氏

証人尋問ではまず、半田滋氏の尋問が行われました。半田氏の立証趣旨は、安保法制により生じた具体的危険（安保法制に基づく新任務の危険性及び米国の戦争に巻き込まれる蓋然性等）であり、主尋問は２０分でした。半田氏は証人尋問において、概要以下の内容を証言しました。なお、国側の反対尋問はありませんでした。

（１）南スーダンＰＫＯについて

南スーダンＰＫＯに関しては安保法制法施行後、いつでも共同宿営地の共同防護をすることは可能であった。それは共同宿営地の共同防護は自然権的権利として行使できると説明されているからである。そのため、２０１６年７月に南スーダンにおいて政府軍と反政府軍が交戦状態になり、自衛隊の宿営地の頭越しに銃撃戦になった際も、自衛隊が宿営地の共同防護を行なうことは可能であったが、第１０次隊の隊長（中力一佐）はたまたま冷静な方であったために交戦に至らなかった。駆け付け警護が付与された第１１次隊も含め、隊長の判断次第では交戦に至った可能性はあった。

（２）米軍の武器防護について

２０１７年以降、安保法制に基づき海上自衛隊には米艦や米航空機の防護が命じられることになったが、防衛大臣により米艦防護等が命じられると、防護に際しての武器使用は状況に応じて自衛官の判断に委ねられるため、自衛官の判断で交戦に至る可能性がある。

（３）後方支援活動について

イラク戦争において航空自衛隊はクウェートから２万３０００人もの米兵をバクダッドに空輸するという後方支援活動を行なった。イラク戦争の際にイギリス軍の輸送機（Ｃ１３０）が撃墜され乗客全員が死亡していたという例に照らしても、後方支援だからといって安全とはいえない。

（４）存立危機事態について

日本を守る米軍が打撃を受け、アメリカ軍による抑止力、打撃力が欠如すれば、存立危機事態にあたる旨答弁した小野寺元防衛省の解釈からすると、地球規模で展開するアメリカが攻撃を受けただけで、存立危機事態として日本が戦争に突入することになる。

（５）新防衛大綱について

新防衛大綱および中期防は、攻撃型空母、長距離戦略爆撃機、大陸間弾道ミサイルの事実上の保有を認め、専守防衛政策を放棄した。こうした新防衛大綱は、平時から米軍に対し給油等ができることを認めた安保法制を前提としたものだ。今回の新防衛大綱によって、安保法制の戦争立法としての性格がより一層明らかになった。

（６）日本がアメリカの戦争に巻き込まれる蓋然性について

日本はアメリカがアフガニスタンを攻撃した際にはテロ特措法を、イラク戦争の際にはイラク特措法を作ってアメリカの戦争に加担したが、安保法制法は恒久法であるため、今後、アメリカが戦争をする際には、日本はアメリカの戦争への加担を拒否できなくなる。

アメリカは１０年に１回程度大きな戦争をしており、アメリカが今後戦争をしないとは考えられない。そうすると、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる蓋然性は十分にあり、安保法制法に対する不安を訴える原告らの主張はもっともである。

３　憲法学者志田陽子教授

次に、志田陽子氏の証人尋問が行われました。志田氏の証人尋問の立証趣旨は、安保法制の成立及び施行により原告らに人格権侵害が生じたことであり、主尋問の時間は２０分でした。志田氏の証言内容は概要以下のとおりであり、国側の反対尋問はありませんでした。

（１）人格権侵害の分類

人格権侵害を類型化すると、生命、健康にかかわるものと、人格的自律権にかかわるものの二つに分けられる。

生命健康等に直結する人格権侵害には、生命、健康、個人の尊厳にかかわるものや、生命・健康を害することへの恐怖、不安にかかわるものが含まれる。一方、人格的自律権に関する人格権には、生活の平穏、内心の静謐、自律的生活を不当に妨害されないことが含まれる。

志田証人は事前に原告ら６名の陳述書を閲覧したが、これらの原告について、以下の理由から人格権侵害が認められる。

（２）生命健康に関する人格権侵害

空襲等の戦争体験をした原告Ａについては、戦争体験がＰＴＳＤになっている。原告Ａは、自ら前橋空襲を経験し、その生々しい記憶に苛まされてきた方だ。陳述書からは、こうしたトラウマが戦後も続き、内心において常にこれと戦いながら平穏な生活を維持してきたことが読み取れる。

原告Ａは安保法制の成立により空襲の生々しい記憶の想起を余儀なくされている。精神的均衡が崩れ、平穏な生活ができなくなっていることから、生命健康、生活に直結した人格権が侵害されている。

（３）人格自律権に関する人格権侵害

ア　原告Ｂ～Ｅは、幼少期に自ら戦争体験をした人、あるいは身近な人々の戦争体験に深刻な影響を受けた原告だ。これらの原告らは、戦争後、ＰＴＳＤ症状に苦しんだ家族を見てきた経験や、軍服に返り血の痕跡を見た経験などを有しており、こうした記憶の克服には

多大な努力を要したことが推察される。

こうした人々が、憲法９条に感銘を受け、この規範への信頼を自己の生き方の支えとして生きてきたことは尊重されるべき事実だ。安保法制法によりこれらの原告は、上記のような克服努力に基づく自らの生き方、すなわち、人格的自律権が否定されたと感じており、これらの原告は焦燥感、不安感を余儀なくされ、生活の平穏と内心の静謐が害されている。

イ　また、比較的若い方で戦争を書物で学んだという原告Ｆは、憲法９条により守られてきた安心感が、安保法制により崩されたという不安感を抱いており、特に子供の将来について不安、危惧を持っている。こうした不安や危惧は具体性のあるものとして法的に真剣に扱うべきだ。

（４）憲法改正手続きがなされなかったこと

本訴訟において、多くの原告が安保法制定の経緯について怒りを表しているが、これは主権者、すなわち、憲法改正の最終決定権者としての手続きへの参加から排除されたまま、承服しえない憲法状況に置かれていることに対する居ても立っても居られない焦燥感といえる。

こうした焦燥感も「内心の静謐」が害されたものとして人格権侵害が認められる。このような人格権侵害は、平成３年４月２６日水俣病認定遅延判決が、手続きの遅延により害されたと認めた申請者の「内心の静謐」と同様のものである。

（５）受忍限度論について

受忍限度論は、本来、私人間で権利が衝突する場合に、用いられるものである。国家の違法行為により原告らに不安感、危惧感、恐怖感が生じている場合に、原告らが甘受するいわれはなく、本件において受忍限度論を持ち出すのは誤りである。

４　宮﨑礼壹元内閣法制局長官

最後に、元内閣法制局長官である宮﨑氏の証人尋問が行われました。

宮﨑氏の証人尋問の立証趣旨は、安保法制が一見明白に憲法の文言に違反していること、明白に違憲な立法を行なったことに関する国会議員に故意過失があることでした。主尋問は６０分でした。宮﨑氏の証言内容は概要以下のとおりであり、反対尋問はありませんでした。

（１）存立危機事態における武力行使が「集団的自衛権」の行使に該当すること

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」をいうが、自衛隊法７６条１項２号・同法８８条１項及び存立危機事態を定めた改正武力攻撃事態法は、他国に対する攻撃があった場合にも自国の武力の行使を認める集団的自衛権の行使を認めたものにほかならない。

（２）集団的自衛権の行使は憲法９条１項に違反すること

憲法９条１項は「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」を否定しているところ、降りかかった火の粉を振り払うための個別的自衛権の行使であれば、「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」にあたらない可能性を僅かに残している。

しかし、他国防衛を本質とする集団的自衛権の行使は、他国間の紛争を解決するために、新たに武力紛争状態を発生させるものであるから、「国際紛争を解決する手段」としての「武力の行使」に明確に該当するため、集団的自衛権の行使を認めた安保法制は一見明白に違憲である。

（３）集団的自衛権の行使が認められた自衛隊は憲法９条２項が保持を禁じた「戦力」に該当すること

憲法９条２項は「戦力」の不保持を規定しているが、これまで自衛隊は、わが国民、国土を外国の直接の武力攻撃から守るための必要実力組織であり、他国に脅威を感じさせる装備を持たないという理由で、辛くも

「戦力」に該当しないとしてその合憲性が認められてきた。

しかし、集団的自衛権の行使は、要請国に加えられた武力攻撃を排除するための武力行使であるため、集団的自衛権の行使が認められた自衛隊は、多国間の武力紛争を鎮圧するに足りる破壊力を有することになる。そうすると、自衛隊が保持することになる他国防衛のための軍事力保持は、憲法が禁止する「戦力」であるとの評価を免れず、安保法制後に自衛隊の保持することになる戦力は、一見明白に憲法９条２項に違反する。

（４）集団的自衛権を行使してはならないことは長年の一貫した政府解釈であり、国家の実践として守られ続けてきたものであること

ア　昭和４７年５月１２日参議院内閣委員会において、真田秀夫内閣法制局第１部長は「わが国自身に攻撃がない・・他国に対する攻撃があった場合、その他国が我が国と仮に連帯関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのではないにかかわらず、我が国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法９条が許しているとは思えない」と、同盟国に対する攻撃があっても集団的自衛権が行使できないことを分かりやすく説明していた。

イ　このほかにも、昭和４７年９月１４日参議院決算予算委員会において、吉國一郎内閣法制局長官は「憲法９条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ」、「これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として」申し上げていると述べ、「他国防衛までやるというのはどうしても憲法９条をいかに読んでも読み切れない」と念押ししていた。

ウ　その後、昭和４７年１０月１４日に集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解が示された。この政府見解は、戦後一貫して守られ続けた。これは単なる答弁が繰り返されたという以上に、集団的自衛権は行使できないということが「国家の実践」として繰り返されてきたことを意味している。

エ　平成１５年、平成１６年当時、宮崎証人は内閣法制局第１部長であり、当時は、有事法制に対処するための法案が多数政府から提案され、憲法９条をめぐる国会審議が盛んな時期であった。

平成１６年１月２６日の衆議院予算員会において、安倍晋三議員が「我が国を防衛するための必要最小限度とは、数量的な概念を示しているのであって、絶対にダメだと言うことではない。とすると、論理的には、この範囲に入る集団的自衛権というものが考えられるのか」という質問に対し、秋山内閣法制局長官は「集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するためのものではなく、他の外国に加えられた武力行使を実力で阻止することを内容とするもの」なので、「自衛権行使の第一要件、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したこと」を満たしておらず、「従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面があるが、それはこの第１要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものであって、数量的な概念として申し上げているものではない」旨、明快に回答し、安倍晋三議員の解釈を否定した。

オ　平成２７年５月２７日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において横畠内閣法制局長官は、「昭和４７年政府見解にある『外国の武力攻撃』という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない」と答弁したが、なぜこのような発言をしたのか不可解であり、誤りというほかない。集団的自衛権の行使を部分的にも認める場合には、憲法改正が必要である。

（５）存立危機事態という概念は不明確であること

ア　「存立危機事態」なるものは、美しく限

定しているように見えながら、その実は極めて曖昧で、歯止めの体をなしていない。

第一に、他国に対する武力の攻撃という要件については、実際に他国に対する攻撃があったのか、それが国家意思としての攻撃か、要請国による先制攻撃があったのか否かという点は、要請国から情報をもらわなければ、はっきりしない。そうすると、結局、第一要件の判断は、要請国の言いなりにならざるを得ない。

イ　次に、「必要最小限度」という要件に関しても、一旦交戦を始めた後に、自衛隊が「ここまでが必要最小限度だからやめる」と言って、相手国が許してくれるとは到底思えない。

ウ　こうした曖昧な基準は国家や現場に混乱をもたらすものである。国家の軍事的な振る舞いについて「存立危機事態」という曖昧な基準が定められたこと自体が、国家の存立を危うくさせるものである。

（６）国連憲章と集団的自衛権について

ア　第二次世界大戦後、世界各国の首脳は、悲惨な戦争に対する反省に基づき、同盟による防衛を辞めにし、国連による集団的安全保障を目指し、国連憲章ができた。しかし、冷戦により国連中心の集団的安全保障構想が後退し、妥協の産物として生まれたのが集団的自衛権だ。

イ　冷戦下において、集団的自衛権はイデオロギー対立を背景として、ロシアやアメリカなどの大国が小国に対し武力介入を行なう口実として使われてきた。その結果、多くの無意味な戦争が生まれた。

ウ　しかし、冷戦が終わり、イデオロギー対立がなくなった現在において、集団的自衛権はもはや時代遅れだ。わが国には、むしろ、集団的自衛権の横行を縮小、消滅に向かわせる努力こそが求められている。

５　最後に

（１）安保法制の違憲性、憲法の一義的な文言に違反していること

安保法制の違憲性は明確ですが、群馬弁護団としては、裁判所が違憲性判断の何らかのよりどころが必要であると考え、そのよりどころとしては、長年、検察官や内閣法制局、そして内閣法制局長官として、いわば権力の中枢として職務を行なってきた宮崎氏の証言は必要不可欠と考え、宮崎氏の人証申請を行ないました。

宮崎氏は証人尋問において、集団的自衛権の行使は、戦後一貫して違憲と解されてきたこと、集団的自衛権は行使できないという政府解釈は単なる答弁を超えて「国家の実践」として長年実践されてきたこと、それにもかかわらず、当時は一議員に過ぎなかった安倍晋三の解釈により歪められてしまったこと、集団的自衛権は国連憲章の理念からは例外的なものであり国連憲章で認められたのは冷戦の産物であること、冷戦が既に終わった今としては時代遅れであること、日本はむしろ集団的自衛権の縮小に向かうべきことを証言され、多くの傍聴人に深い感銘を与えました。尋問のなかで、長年の「国家の実践」を支えてきた内閣法制局長官であった宮崎氏の安保法制に対する怒りが伝わってきたようでした。

（２）安保法制の具体的な危険について

また、群馬弁護団としては、安保法制に対する不安を主張する原告本人尋問を実施する前に、安保法制施行後に変質した自衛隊の具体的な活動や過去の歴史や国際情勢からみて安保法制法の施行に伴い、日本が戦争に巻き込まれる具体的な危険があることを専門家証人に示していただく必要があると考え、半田証人の人証申請をしました。

半田証人は、安保法制に基づく新任務の危険性（南スーダンＰＫＯ、米軍の武器防護の危険性）や、後方支援活動の危険性、アメリカが攻撃されるだけで存立危機事態が認定されること、今後アメリカが戦争をしないとは考えられず、アメリカが戦争をすれば日本が巻き込まれる蓋然性は高いこと、新防衛大綱は専守防衛政策から逸脱したものであり、こうした新防衛大綱は安保法制を前提とし

て策定されたものであることを証言され、安保法制の危険がリアルに浮き彫りになりました。

（３）人格権侵害について

最後に群馬弁護団は、平和的生存権、人格権、国民投票権侵害といった各権利侵害の中でも、人格権侵害については否定しにくいと考え、原告らの人格権侵害を証明するために、志田証人の人証申請をしました。

志田証人には、証人尋問前に事前に原告ら６名の陳述書を読んでいただき、証人尋問において、人格権侵害の分類をもとに、丁寧に各原告らについて人格権侵害が生じていることを説明してくださりました。そのまま最終準備書面に使えるような証言であり、今後の陳述書作成にも参考になる証言であったと思われます。

（４）尋問調書について

尋問調書については完成し次第、全国の弁護団の皆様が閲覧できるような状態にしたいと考えております。

（５）傍聴できなかった原告について

当日は原告を含む１００名の方が抽選に漏れてしまいました。原告の立会権の保障も含め、何らかの方法で傍聴を求めることはできなかったといった点に課題が残りました。

以上

しんぶん　赤　旗

米の戦争 支援する法

安保法制違憲訴訟初証人尋問 原告側訴え

前橋地裁

安保法制は憲法に違反し、平和的生存権を侵害されて精神的苦痛を受けたとして、市民ら208人が国に損害賠償を求めている、安保法制違憲訴訟ぐんま裁判で13日、全国25の同訴訟で初めてとなる証人尋問が前橋地裁（渡邉和義裁判長）で行われました。43席の傍聴券を求めて、140人が並びました。

原告側証人として、半田滋（東京新聞論説兼編集委員）、志田陽子（武蔵野美術大学教授）、宮崎礼壹（元内閣法制局長官）の3氏が立ちました。

海外派兵された自衛隊を長年取材してきた半田氏は、アメリカは10年に1度大きな戦争をしており、イラク特別措置法などと異なり、恒久法の安保法制がある限り「いつでも、いつまでも、米軍の戦争を支援できる。アメリカの武力行使に参加しうる、大変危険な法律だ」と述べました。

志田氏は、前橋空襲などの戦争体験を持つ原告らが、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しんできたことに触れ「安保法制によって、保ってきた精神的平衡が崩され、人格権の侵害が認められる」と述べました。

宮崎氏は、政府は一貫して集団的自衛権行使を違憲であるとし、その見解にたって国会もあらゆる法律、予算を承認してきたのであり「国家として9条のもとでは集団的自衛権は認められないということを実践してきた」と語りました。

裁判後の記者会見で、原告弁護団の大塚武一弁護士は、証人尋問が採用されたことについて「裁判所は真剣に取り組んでくれた。群馬から風を吹かせて、全国で証人尋問されることを期待したい」と話しました。

記者会見で思いを語る志田氏（後列立っている人）と半田氏（その左）＝13日、前橋市

元法制局長官 違憲と証言

安保法訴訟、初の証人尋問

集団的自衛権の行使を容認した安全保障関連法は憲法違反だとして、市民らが国に損害賠償を求めている訴訟の証人尋問が13日、前橋地裁（渡辺和義裁判長）であり、宮崎礼壹元内閣法制局長官（74）が「安保法は長年の政府解釈や国会の議論に明白に反しており、違憲だ」と述べた。全国各地の同種訴訟で初めての証人尋問。

第1次安倍政権を含む平成18～22年に長官を務めた宮崎氏は、やむを得ない場合に「必要最小限度の範囲」で自衛の措置を容認しつつも集団的自衛権の行使は憲法上許されないとした昭和47年の政府見解を挙げ「集団的自衛権は憲法9条の下では行使できない。政府でも確立した考え方で、国会でもそう捉えられてきた」「一貫した政府の解釈で、歴代の総理大臣もそのように答弁してきた」と証言した。

政府が集団的自衛権を認めるため平成26年に閣議決定し、日本や密接な関係にある他国への武力攻撃で日本の存立が脅かされた場合などを規定した「武力行使の新3要件」については「極めて曖昧で混乱を招く。9条の求めるものに反する」と指摘した。

証人尋問では宮崎氏のほかに、東京新聞の半田滋論説兼編集委員が「米国が戦争をすれば、自衛隊は安保法に基づいて危険な任務を負う可能性がある」と訴えた。武蔵野美術大の志田陽子教授（憲法学）は「同法は戦争の記憶を持つ原告らの人格権を侵害している」と話した。

20190613朝日群馬版

安保関連法巡る国家賠償請求訴訟

全国にさきがけて証人尋問

集団的自衛権を認めた安保関連法は、「憲法違反だ」として、県内の戦争体験者ら208人が国を訴えた国家賠償請求訴訟の第8回口頭弁論が13日、前橋地裁（渡辺和義裁判長）であった。第1次安倍内閣から情報公開法制局元長官の宮崎礼壹氏ら3人の証人尋問があった。原告側による「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との長年の政府解釈や国会論議を無視、「集団的自衛権の行使要件となる「存立危機事態」などの意味があいまい」などの意見を陳述した。

この日は、全国で同様の訴訟に携わる弁護士らが前橋地裁に集まり、閉廷後の記者会見で原告側は「書面で読めば分かる中身ではなくない」「極めて画期的な証人尋問」と評した。（山崎哲史）

（19）社会　2019年（令和元年）6月14日（金曜日）

安保法訴訟で元長官

「長年の解釈 反する」

現内閣法制局と宮崎氏の安全保障関連法に関する見解

現内閣法制局	・「武力行使の新３要件」は、憲法９条の下でも例外的に自衛のための武力行使が許される場合があるという1972年の政府見解の基本的な論理を維持した ・日本と密接な関係にある他国への武力攻撃で国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も新３要件に当てはまる。必要最小限度の実力行使は憲法上許容 ・安全保障環境が変化し、他国への武力攻撃でもわが国の存立を脅かし得る
宮崎礼壹元内閣法制局長官	・長年の政府解釈や国会の議論に明白に反しており違憲 ・72年の政府見解では、集団的自衛権は憲法９条の下では行使できない。政府でも確立した考え方で、国会でもそう捉えられてきた ・（新３要件は）極めて曖昧で混乱を招く。９条の求めるものに反する

「安保法制は憲法9条に明白に違反していると言わざるを得ない」―。13日に前橋地裁で開かれた安保法制を巡る民事訴訟の証人尋問。憲法解釈を担う「憲法の番人」と呼ばれ、法制面の政府見解を説明する内閣法制局長官を務めた宮崎礼壹氏が証人として出廷、同法制の違憲性について力を込めて説明した。

尋問で宮崎氏は、集団的自衛権の行使について「憲法上許されない」とする1972年の政府見解に触れ「長年、政府、国会でも違憲であるとの解釈をしてきた」と説明。集団的自衛権は自国への武力攻撃がないのに発動されるとして「国際紛争を解決する手段としての武力行使の放棄を定めた9条1項に明白に違反する」などと指摘した。

さらに、政府が2014年に閣議決定した新基準「武力行使の新3要件」については「極めて曖昧で混乱を招く」と主張。弁護団からの「仮に部分的にでも行使できるようになるためには」との質問には、「憲法改正の手続きが必要」との認識を示した。

宮崎氏に先立ち証言した憲法学者の志田陽子・武蔵野美術大教授は「（原告らは）将来、平和が保てないのではないかという焦燥感を持つなど、具体的な人格権の侵害が認められる」と指摘。東京新聞の半田滋・論説兼編集委員は「専守防衛の概念を逸脱しており、日本が戦争に巻き込まれる蓋然性が高くなった」とした。

東京地裁で宮崎氏らの証人申請が退けられたほか、札幌地裁では実施するかの判断を示されないまま弁論が終結し原告が敗訴するなど、証人尋問は実現していなかった。閉廷後、原告側の弁護団らは「極めて画期的で歴史的な証人尋問だった」「（安保法制の）違憲性が最大の争点だ」などと説明した。

この日、前橋地裁には43席分の傍聴券を求めて140人が列を作った。

群馬　2019年（令和元年）6月14日（金）　毎日新聞

安保法訴訟

集団的自衛権「時代遅れ」

元内閣法制局長官 地裁で証人尋問

集団的自衛権の一部行使を容認する安全保障関連法の成立で平和的生存権が侵害されたなどとして、県民ら208人が国に1人あたり10万円の賠償を求めた集団訴訟で、前橋地裁（渡辺和義裁判長）は13日、全国で初めて証人尋問を行った。【菊池陽南子、神内亜実】

原告側証人は、元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏、憲法学者で武蔵野美大教授の志田陽子氏、東京新聞論説兼編集委員の半田滋氏の3人。

宮崎氏は最も長く1時間以上にわたって証言。集団的自衛権の行使を可能とする同法は「憲法9条の条文自体に明白に違反する」と主張した。また、集団的自衛権を違憲とした1972年10月に田中内閣が示した政府提出資料や第2次安倍政権以前の政府の国会答弁と、同法との乖離を指摘した。

その上で、冷戦が終結した現在、集団的自衛権は「時代遅れだ」と訴え、侵略行為国に対し国連加盟国全体が軍事・非軍事的に制裁する「集団安全保障」の体制確立を政府は目指すべきだと述べた。

証人尋問終了後に記者会見した原告弁護団の大塚武一弁護士（群馬弁護士会）は「全国で最初の証人尋問を実現できたことは意義があった」と強調。伊藤真弁護士（東京弁護士会）は「被害者の救済と国の憲法秩序を守る司法の役割が問われる裁判。今日は前橋から日本を変える第一歩となった」と話した。

㊤証人尋問後に記者会見する弁護団ら㊦傍聴券の抽選で長蛇の列を作る傍聴希望者ら＝前橋市大手町で

2019 知事選

石田氏が事…

支持者らに…

大沢正明知事の任期満了に伴う7月の知事選（4日告示、21日投開票）に立候補を表明している元小中学校教諭で無所属、新人、石田清人氏(62)＝共産推薦＝が12日、前橋市内で選挙事務所を開き、集まった支持者約100人を前に支援を呼びかけた。

石田氏は知事選を「対安倍政権」の与野党…

技術者の店 ピアノ 高価買取・査定無料 調律・移動・クリーニング おんきょう楽器 Tel 027-347-4520 (有)音響楽器 高崎市倉賀野町4623-12 http://onkyogakki.com

期日のお知らせ
次回期日は、９.４水午後２時からです。
原告本人の証人尋問が予定されています。
集合時刻等はおってお伝えいたします。
今から、予定を押さえておいてください。

お願い
原告の陳述書を、７月末に、裁判所に提出しなければなりません。
原案を担当弁護士に提出していない方は、7.16までには提出をしてください。